

越谷市立児童館子ども家庭相談員採用要領

令和7年4月

1. 目的

越谷市立児童館における子ども家庭相談事業を実施するために、子ども家庭相談員を採用する。

2. 勤務場所

- (1)越谷市立児童館コスモス(越谷市千間台東二丁目9番地)
- (2)越谷市立児童館ヒマワリ(越谷市蒲生旭町11番35号)

3. 任用

子ども家庭相談員は、越谷市会計年度任用職員として任用する。

4. 職務内容

- (1)児童の健全な遊びについての相談及び助言に関すること。
- (2)家庭内及び地域における児童の養育問題についての相談及び助言に関すること。
- (3)家庭児童相談室、児童相談所等との連携に関すること。
- (4)その他、子ども家庭相談事業の遂行に必要な事項に関すること。
(例:発育・発達の問題、育児の不安・悩み、学校等の人間関係、学習・就園・就学の問題等)

5. 勤務内容

- (1)勤務日は、火曜～土曜日の原則週5日(休日勤務の場合あり)
(休日) ①月曜日(月曜日が祝日、振替休日の場合は、翌火曜日)
②祝日法の休日 ※休日出勤となる場合は、休日給を支給
③12月29日～1月3日の年末年始
④臨時休館日(5月、9月、1月の年3日)
- (2)勤務時間は、午前9時～午後4時
- (3)勤務時間内において、必要な研修等に参加する場合あり。
- (4)職務上知り得た個人情報等秘密を、他に漏らさない。

6. 報酬

越谷市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び同条例規則等に基づき支給する。

7. 社会保障等

社会保険あり、雇用保険あり

8. 任期

子ども家庭相談員の任期は、4月1日から翌年3月31日とする。ただし、児童館コスモスにあっては、令和7年度に限り7月1日から翌年3月31日とする。なお、再度任用される場合あり。

9. 資格

次の要件のいずれにも該当する方

- (1)児童福祉事業に従事した経験のある方
- (2)児童問題に関し相当の知識と経験を有する方
- (3)児童の健全育成に関心と熱意のある方

10. 選考方法

作文及び面接試験による選考とする。

11. その他

この要領に定めるもののほか、子ども家庭相談員採用に関し必要な事項は、館長が別に定める。